一　保安林の所在場所　滋賀県蒲生郡日野町大字北畑字綿向岳北畑谷一四三の一（次の図に示す部分に限る。）、一四三の五七から一四三の六〇まで、一四三の六二、一四三の六六から一四三の八九まで、字野神三一九、三二一、三二一の一、三二二の一、三二二の二、三二三、三二四、三二五の二、三二五の四、三二五の五、三二六、三二六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字綿向岳北畑谷一四三の六六・一四三の六九・字野神三二一・三二一の一・三二二の一・三二三・三二四・三二五の五（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　滋賀県大津市石山南郷町字中道一一八四の一、一一二〇の一、一一二八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　滋賀県愛知郡愛荘町斧磨字大峡五九の一、六〇の一、六一の一、六二の一、六三の一、六四から六九まで、字渕ヶ谷七二の一、七二の二、七三の一、七九、八四、八五、八六の一（次の図に示す部分に限る。）、八七、八八、八九の一・九〇・九四の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、九四の四、九五の一、九六の一、九七の一、九八の一、九九の一、一〇〇の一・一〇一の一・一〇二の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇六の一、字鳥谷一〇七の一、一二〇・一五六から一五八まで・一六〇（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一六四から一六八まで、一七〇、一七一・一七二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一七四、一七五（次の図に示す部分に限る。）、一七六から一七九まで、字東谷一八〇の一（次の図に示す部分に限る。）、一八一から二〇二まで、二〇三の一、二〇四の一、二〇五の一、二〇六、二〇七の一、二〇七の二、二〇八の一、二〇八の二、二〇九の一から二〇九の三まで、二一〇の一、二一二の二、二一八の一、二三〇の一、二三一の一（次の図に示す部分に限る。）、二三五、二三六（次の図に示す部分に限る。）、二三七の一、二三八の一・二四〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二四一から二四五まで、二四六から二四九まで・二五一の一・二五二の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、二五三の一、二五四の一、二六二の一、字堂ノ前二六九の一、二九三（次の図に示す部分に限る。）、二九三の三、二九四・二九五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二九六の一、二九七の一・二九八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字瓦小屋三〇四（次の図に示す部分に限る。）、三〇四の一、字上平四一〇の一（次の図に示す部分に限る。）、四一五から四二八まで、四三〇から四三七まで、四三九、四四〇、四四三から四五八まで、四六〇、四六一、四六四から四七三まで、四七三の一、四七四から四七七まで、四七七の一、四七八から四八一まで、四八一の一、四八三から四八九まで、字横谷四九〇から四九二まで、四九三の一、四九四、四九五、四九七の一、四九八の一、四九九の一、五〇〇、五〇一、五〇二の一、五〇二の三、五〇三、五〇三の三、五〇五から五一〇まで、五一二の一、五一三の一、五一四、五一五の一、五一六、五一八、五一九、五二二の一、五二三の一、五二四の一、五二八、五二九、五三二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び愛荘町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　滋賀県犬上郡多賀町大字萱原字下山二の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　滋賀県米原市樽ヶ畑字奥ヶ原一

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　滋賀県大津市伊香立途中町字南谷九五一、字中谷九八八

二　指定の目的　水源の涵養（かん）